

草津市の中学校給食の実施に向けた基本的な考え方(案)

- 中学校給食の実施にあたっては、学校給食法に規定される学校給食の目標達成に努める必要があります。また、学校給食実施基準に適合する必要があります。
- 本市では、平成27年12月に決定した中学校給食の実施に係る方針に則り、本市に最も適した中学校給食の実施方式等を決定します。
- 中学校給食の実施に向けては、これらの考え方を踏まえたうえで設定する「中学校給食の実施に向けた基本的な考え方」を重視しながら、取り組みを進めていきます。

中学校給食の実施に係る方針(草津市)

- 1 給食は、単なる食事ではなく、成長期における健全な食生活を営む判断力や望ましい食習慣を養い、心身の健全な発達に資するものであることから、全国の導入状況、保護者の就労状況など社会情勢の変化も踏まえ、本市の市立中学校において学校給食を実施します。
- 2 中学校給食の実施方式等については、今後、コスト比較等の検討を行うとともに、有識者や関係者、市民の皆様等で構成する外部委員会の意見を踏まえ、判断します。

学校給食法「学校給食の目標」(文部科学省)

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

学校給食実施基準 抜粋(文部科学省)

- (学校給食の実施の対象)
第二条
学校給食は、当該学校に在学するすべての児童又は生徒に対し実施されるものとする。
- (学校給食の実施回数等)
第三条
学校給食は、年間を通じ、原則として毎週五回以上、授業日の昼食時に実施されるものとする。
- (学校給食に供する食物の栄養内容)
第四条
学校給食に供する食物の栄養内容は、第一号表に掲げる児童又は生徒一人一回当りの平均所要栄養量の基準による。
- (学校給食施設)
第五条
学校給食の実施に必要な施設は、保健衛生上及び管理上適切なものでなければならない。

草津市の中学校給食の実施に向けた基本的な考え方

次代を担う子どもたちに食を通じて、その健全な心身を育み、健やかな成長と学びを支える栄養バランスのとれたおいしい食事を提供するとともに、給食を生きた教材として活用し、食育を推進します。

◆ 安全・安心でおいしい食事と健康保持増進

学校給食法などの関係法令に基づく施設整備や運営を行うとともに、衛生的でおいしい食事を提供し、生徒の健康保持増進を図ります。

◆ 望ましい食習慣の形成

食事が心身の健康に欠かせないものであることを理解し、日常生活において望ましい食習慣が養えるものとします。

◆ 豊かな人間関係の形成

食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々の様々な活動により支えられていることなどに理解を深めるとともに、社会性を養えるものとします。

◆ 地産地消の推進

地産地消を通じて、草津に愛着を持てる子どもを育てます。

◆ 食育の推進

第2次草津市食育推進基本計画に基づき、草津市らしい食育を推進します。

◆ 円滑な導入

学校給食法に基づき実施する中学校給食として、公平性を重視しつつ、運用する中学校現場をバックアップする体制を整えるとともに、早期かつ円滑に給食が実施できるよう努めます。

◆ 経済性の確保

施設整備や運営方法は、市の財政状況や将来への負担を考慮した内容とし、安定的で持続可能な運営に努めます。

中学校給食の実施